

平成24年度 第1回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成24年7月6日（金） 午後5時から7時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	<p>（委員 19名）                      市川会長、菱沼会長代理、井上委員、岩月委員、岩橋委員、角地委員、高原委員、渡辺委員、小池委員、白戸委員、椿委員、大島委員、重田委員、菅俣委員、兒玉委員、山添委員、原委員、中村紀雄委員、永野委員</p> <p>（区幹事 10名）                      区長、健康福祉事業本部長、福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p> <p style="text-align: right;">ほか事務局 3名</p>
4 傍聴者	0名
5 議 題	(1) 委員委嘱および紹介 (2) 区幹事および事務局紹介 (3) 会長・会長代理の選出 (4) 介護保険運営協議会について (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (6) 介護保険サービスの利用について
6 資 料	1 次第 2 資料1 第5期練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表 3 資料2 練馬区介護保険運営協議会 区幹事・事務局 4 資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則（抜粋） 5 資料4－1 介護保険運営協議会の所掌事項 6 資料4－2 第5期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申 7 資料5 区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱 8 資料6 練馬区介護保険運営協議会の開催予定について 9 冊子 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 10 冊子 同 概要版 11 冊子 すぐわかる介護保険 12 資料7 介護保険状況報告（平成24年4月末現在）
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

## 会議の概要

(福祉部長)

この後の案件(3)「会長・会長代理の選出」まで、司会を務めさせていただく。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(福祉部長)

案件(1)「委員の委嘱および紹介」に入る。

高齢社会対策課長が皆様の名前をお呼びするので、区長から委嘱状を受け取っていただきたい。

【委嘱状の交付】

(福祉部長)

区長からごあいさつ申し上げます。

(区長)

皆様、こんばんは。

ただいま第5期練馬区介護保険運営協議会委員の皆様、お一人お一人に委嘱状をお渡ししました。お忙しい中お引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。

この協議会は、介護保険制度に関して、区民の皆様をはじめ学識経験者、介護保険事業者の皆様など、様々な方からご意見を頂戴しており、今回は第5期を迎えた。

現在の練馬区の65歳以上の高齢者人口は、約14万1,000人おり、5人に1人が高齢者という状況にある。また、介護保険サービスの利用者は、昨年度約2万6,000人、保険給付費が約363億円となっている。

このように高齢化社会が本格化する中、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するため、区では、本年3月に「第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。本計画では、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現することを目標と定め、取り組むべき8つの施策を明らかにしている。

具体的には、特別養護老人ホームの整備をはじめ、高齢者相談センターの相談支援体制の充実、介護と医療の連携、介護予防などの施策を推進することとしている。今後、本計画に盛り込んだ事業が根付き、実効性のあるものとするために、皆様のご理解とご協力をいただきながら、介護保険の運営について、しっかりと舵取りをしていきたい。

この協議会では、介護保険に関わる多様な課題についてご審議いただき、本計画の着実な実行を目指すとともに、平成27年3月策定予定の第6期計画に審議内容を活かしていきたい。

大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴することになるが、本協議会が実りの多いものになることを心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

(福祉部長)

区長は、次の予定が控えているため、ここで退席させていただきます。

【区長退席】

(福祉部長)

【資料1 第5期練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表】

それでは、次に委員の紹介をする。お一人1分程度で自己紹介をお願い申し上げます。

【委員自己紹介】

(福祉部長)

次に、練馬区幹事および事務局を紹介する。

【健康福祉事業本部長、福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、高齢社会対策課計画係（事務局）が自己紹介】

(福祉部長)

続いて、案件(3)「会長・会長代理の選出」を行う。

【資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則（抜粋）】

この協議会は、介護保険条例および介護保険条例施行規則に則して開催されている。会長および会長代理については、施行規則第7条第1項および第3項に規定されている。これに基づき、まず会長へのご推薦はあるか。

(委員)

市川一宏委員を会長に推薦する。

(福祉部長)

市川一宏委員を会長にご推薦というお声があったが、皆様いかがか。

【拍手】

それでは、市川一宏委員、会長にご就任をお願い申し上げます。

会長から会長代理をご指名願いたい。

(会長)

会長代理は、菱沼幹男委員にお願いしたいと思う。皆様いかがか。

【拍手】

(福祉部長)

ここで会長へ進行をバトンタッチさせていただく。会長、会長代理から一言ごあいさつをいただき、今後の議事を進めていただきたい。

(会長)

第4期に引き続き、会長を務めさせていただく。

第5期において基金をほぼ使っているため、今後はサービスを増やせば保険料が上がるという仕組みが問われることになる。それとともに、国の動向を注視して、第6期計画を立てていくことになると思う。

区民に利用され、区民が求める介護保険にするとともに、介護保険の枠外の議論もつないで、区民、事業者、その他の方々の様々な思いをまとめる計画にしたいと思う。よろしくようお願い申し上げます。

(会長代理)

私は初めて練馬区に関わらせていただくので、まずは皆様から地域の状況を教えていただきながら進めたいと思う。

この協議会で議論するにあたっては、事実に基づいて建設的な議論をしていくという

ことがとても大事だと思っている。きちんとしたデータに基づき、区民、事業者、専門家の方々の声を踏まえて、練馬区はどうしていかを考えたい。そうした議論を積み重ねていけば、この地域で新たなものが生み出せるのではないかと考えている。よろしくお願ひ申し上げる。

(会長)

案件(4)について、説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【資料4-1 介護保険運営協議会の所掌事項

資料4-2 第5期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申の説明

資料5 区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

資料6 練馬区介護保険運営協議会の開催予定についての説明】

(会長)

案件(4)に関連する項目なので、続けて案件(5)の説明をお願いする。その後、質疑応答に入る。

(高齢社会対策課長)

【冊子 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

冊子 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版の説明】

(会長)

ご質問はあるか。

練馬区では「地域包括支援センター」という名前を使わず、「高齢者相談センター」と呼んでいる。基礎的な言葉などの質問でも構わない。必要であれば、別途、勉強の場を設けることも検討していただきたい。

(高齢社会対策課長)

「地域包括支援センター」という法律用語をわかりやすくするために、区では「高齢者相談センター」としている。会長からお話があったように、勉強の場を設定できるように考える。

(会長)

前期は勉強会を開いていただいた。全員が同じように理解し、発言できる状況をつくっていききたい。

(委員)

高齢者相談センターについて、第5期計画では支所を増やしていこうということだが、本所があるところにも支所が置いてある。同じ場所に本所と支所はいらなと思うので、本所に併設されている支所を、足りない地域に回してはいかかがか。

(光が丘総合福祉事務所長)

お話のとおり、第5期計画において、支所の増設を位置付け、現在その準備を進めているところである。

練馬、光が丘、石神井、大泉の総合福祉事務所には、本所と支所が1つずつ設置されている。本所と支所は、役割が異なる。区民が申請する窓口、すなわち最初の入り口は支所が担っている。本所は、管内の支所の取りまとめと、支所だけでは対応できない案

件を担当する。このように、それぞれ役割分担をして運営している。その上で、支所の増設を進めていきたいと考えている。

(委員)

その整理としてはわかるが、同じ場所に本所と支所があるのは、いきなり本所に行けば良いという気がして、行政の無駄に思える。

(会長)

来年度、区長から諮問されるまでの間に、課題別の検討として議論したらいかがかと思う。ここで結論が出るのではなく、今のご意見を受け止めて、方針への理解を求め、もしくは改正案を考えるということにさせていただきたい。

ほかに質問等はあるか。

(委員)

例えば、介護保険が必要になったときに、高齢者相談センターへ行って申請をするわけだが、その窓口が身近にあるということを知らない方が多いように思う。もっと周知をしていただきたい。高齢者にわかりやすい、見やすい形で、周知ができないのか。

(光が丘総合福祉事務所長)

私どもも、高齢者相談センターのご案内が100%万全ではないという認識を持っている。広く知っていただけるよう、今後も努めていく。

(会長)

高齢者の相談窓口がわかりにくいということは、練馬区だけでなく他の自治体でも課題となっている。いかに高齢者相談センターを知っていただくか、また、孤立している方をどのように把握し情報を伝えるのが今後の課題となると思う。孤立防止も含めて行政としての取り組み方を提案していただきたい。

(委員)

福祉サービスについて、これまで受け身で利用してきたものが、利用者と事業者が対等の立場で契約して福祉サービスを受けるというように大きく変わったとき、行政は少し問題意識が薄かったのではないかと思う。利用者は、いろいろな知識を身に付けていかないと、福祉サービスの賢い利用者にはなれないという現実がある。そこに行政の支援が不足している。

また、地域福祉の問題として、町会などの地域のコミュニティの役割について課題になっているが、そのような団体を地域福祉の中で活用するため、きちんと役割を与え、果たしてもらおうという働きかけが欠けているのではないのかと考えている。この点について、ご検討いただけたらありがたい。

(会長)

この部分は社会福祉協議会とも関わると思うが、いかがか。

(委員)

直接、介護保険サービスに参入しているわけではなく、地域住民への様々な支援を通じて地域福祉を盛り上げたいというのが、社会福祉協議会の使命だと思っている。有償家事援助サービスや、成年後見制度の推進を通して、高齢者や障害者を助ける活動に取り組んでいる。現在、市民貢献ということで、社会貢献型後見人という制度を進めている。

(会長)

社会貢献型後見人については、取り組んでいない自治体もある中、練馬区は検討しているということで、別の機会に説明が必要だと思う。

(委員)

高齢者相談センターを知っていただくこと、介護保険を理解してサービスを利用していただくことは必要だと感じている。

高齢者相談センターの支所増設が3か所とあるが、その数の根拠は何か。

(光が丘総合福祉事務所)

目標値として、高齢者人口3,000人から6,000人ごとに、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種の職員を配置するという国の基準がある。高齢者人口推計に基づき、6,000人ごとに3職種の職員を配置し、併せてご自宅から支所までの距離などの地理的な面をできるだけ均等にしようと考えたところ、3か所増設することとなった。

(会長)

他にご質問はあるか。

(委員)

医療現場には、介護を必要としながらも受けていない方がたくさんいる。ほとんどの方が、地域包括支援センターという名前も知らないし、ご家族も知らない状況である。場所も知らないので、私たち医療関係者が紹介している。介護を受けている方でも知らないという場合もある。名前と場所を広範に周知するための努力は、先ほどご指摘があったとおり、ほとんどされていないのだろうと思っている。

一般の医療を受ける方は、介護は私たち医療関係者がやっていると思っている。しかしながら、例えばケアマネジャーと接触する機会というのは全くないのが現状である。

介護保険制度創設の頃には、医療側も連携しようとして訪問看護の事務所がたくさんできたのだが、今は徐々に減ってきている。そこを立て直さない限りは、介護と医療の連携は難しいと考えている。

医療側から見ると、例えば訪問診療で看取りをした場合は1回10万円、特別養護老人ホームの嘱託医が同じことをしても、1～2万円程度である。そのような違いがある中で、きちんと整理をしないと連携は難しい。練馬区を含めて日本中で高齢化が進んでいることは間違いないので、できるだけことは協力したいと思っている。

(光が丘総合福祉事務所長)

今、委員からもお話があったとおり、現場の中で十分な連携ができているかと言えば、まだまだ足りないところが多々あると思う。

介護、医療、もちろんそれ以外の分野も含めて、顔の見える関係、意見交換の場をつくっていきたいと考えている。これから一步を踏み出そうという段階なので、皆様にご協力いただきたい。

(委員)

分野が違うとなかなかお互いが見えない。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画という大きな2つの計画があるわけだが、この2つでさえもお互いが見えにくいという現状がある。これらに横串を通すにはどうしたらいいかを、第6期ではぜひ考えていただきたい。

また、介護職の報酬の妥当性についても考えていただきたい。

(委員)

利用者は、どこへ行ったら、どのような情報があるのかが全くわからない状態である。高齢者相談センターに行って相談をすれば、必要な情報がもらえる、必要な機関につながってもらえるということを広めることが、大きな課題である。

口コミによって情報が広まれば良いが、区がいろいろな場所で、いろいろな方法で、高齢者相談センターの存在を発信して、困ったらまずは高齢者相談センターにたどり着いてもらえるよう取り組んでいただきたい。

(光が丘総合福祉事務所長)

区としても、「まずは高齢者相談センターへ」ということを広めるための努力を続けていきたいと考えている。

今は、ツイッターなど様々な媒体があるので、既存のやり方にとらわれずに工夫を重ねていきたいと思う。

(福祉部長)

私が3月までいた区民生活事業本部では、大きなテーマとして地域コミュニティの支援を行っていかうということを掲げている。今お話があったように、口コミが広がるコミュニティが、おそらく住民の生活圏域になるのだと思う。地域のつながりが密になることが、暮らしやすい地域をつくるために必要だと考えている。

一方で、行政として区が関わっていける範囲というのは限られており、地域コミュニティより広範になってしまう。住民自身で地域コミュニティをつくっていただくとともに、行政が関わることのできる範囲との接点をうまく構成したいと考えている。

同じ課題が、今の議論の中でも見て取れるので、情報が広まるように努めていきたい。

(会長)

住民は何ができるのか、行政は何をするのか、それぞれ提案をして協働で進めていくことが重要である。第6期計画策定にあたっての議論では、こうやれば改善できるという提案を積極的に出していただきたい。

(委員)

第5期計画の施策2「介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」について質問する。

医療においては、練馬区はベッド数が非常に不足している。人口10万人当たりのベッド数が、23区平均の3分の1と聞いている。この施策2で、特別養護老人ホームを700人分増やすと、人口当たりのベッド数は23区の平均に比べてどうなるのか。平均的となるのか、少ないのか、それを教えていただきたい。

(高齢社会対策課長)

現在、特別養護老人ホームの施設数は23区で一番多く、20施設ある。ただ、練馬区の高齢者約14万人に対して、ベッド数1,362という割合で見た場合には、23区平均を下回っており、18番目である。第5期計画で700人分整備すると、かなり上位の方に行くと思われる。

(委員)

確かに、練馬区の医療のベッド数は少ない。ただ、医療圏は東京都が決めており、練

馬区は城北ブロック（北区、板橋区、豊島区、練馬区）に属している。同じ城北ブロックの板橋区に大きな病院があるため、練馬区には少ないということである。

ただ、救急の場合には、区外でも十分に対応できる。逆に、入院期間が非常に短くなってきているので、急性期の病院はベッド数が余っている状況である。

練馬区医師会としては、二次医療圏のベッド数を必要としている。急性期を過ぎて退院した方を、地域の中小病院で受け入れたい。そのような病院を増やしてほしいが、大病院のおかげで、練馬区の中小病院がつぶれていっているのが現状である。

(会長)

平成24年度はこの協議会を年3回開催する。回を経るにつれて、加速度的に議論が積み重なってくる。その議論の整理をすることが大切だと考える。

では、案件(6)について、説明をお願いします。

(介護保険課長)

【冊子 すぐわかる介護保険

資料7 介護保険状況報告の説明】

(会長)

ご質問はあるか。全体を通しての質問でも構わない。

(会長代理)

高齢者相談センターの機能強化をはかる予定はあるか。厚生労働省は、ワンストップの総合相談窓口ということで、高齢者だけでなく、障害者、児童も含めての窓口にしていきたいという方針を出している。練馬区はいかがか。

(光が丘総合福祉事務所長)

現段階で、本当の意味のワンストップ、分野を超えたワンストップというところまでは考えていない。

(福祉部長)

高齢者だけでなく障害者、児童も含めるということになる、福祉部全体で対応するということになる。これまで、それぞれでサービス提供を行ってきたので、それをワンストップという形でくくることを直ちに行うのは、なかなか難しい。

(健康福祉事業本部長)

区内に、障害者地域生活支援センターを4か所置いている。実は、この4か所で、やっと身体・知的・精神の3障害すべてに対応できるようになったところである。これをさらにワンストップということで高齢者も含めたときに、区の体制や人材スキルなど、どこまで対応できるか不明である。あらゆる面において、検討をしないと難しい。

(会長代理)

多くの問題を抱えるご家族が、それぞれ別の窓口に行く必要があるのか、それとも一つの窓口へ行けば、そこからすべてつないでくださるのか。今の体制で、有機的な連携を強化していくことが一つの方向性という気がする。パンフレットについて、「まずは高齢者相談センターに相談してください」という表現だけでも良いかもしれない。

相談しやすさについて、考えていただければと思う。

(会長)

当初は一つにしようとしていたが、結局別々に運営することになった。すでに別々に



走っているものを一つにするための方針については、安易に厚生労働省も出せないと思う。国の動向を見守っていくことが必要だと思う。

次回の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【次回開催予定の説明】

(会長)

最後に、健康福祉事業本部長からあいさつをお願いします。

(健康福祉事業本部長)

【あいさつ】

(会長)

以上で、第1回練馬区介護保険運営協議会を終了する。